

令和8年度



薬剤師修学資金 貸与薬学生募集



薬剤師に
なりたい

地域医療に
貢献したい

薬学部へ
在籍している

当法人の薬剤師として **貸与期間×1.5** の期間
(5年未満の場合は5年) 勤務すれば、

貸与資金の返還が **全額免除** されます！

対象者

令和8年4月に薬学部へ入学予定
または在学中の方

貸与額

月額10万円以内

貸与期間

在学している大学の修業年限まで
最大6年

申込期間

令和7年10月上旬～11月中旬

※詳しくはホームページをご確認ください

【問い合わせ先】

日本海総合病院総務課職員係

TEL: 0234-26-2001

E-mail: syokuin@nihonkai-hos.jp

▶ホームページは
こちらから



山形県・酒田市病院機構 薬剤師修学資金貸与制度

【概要】

対象者

次の項目のすべてに該当する方

- ① 令和8年4月に薬学部へ入学予定の方または在学中の方
- ② 大学卒業後、薬剤師として当法人への就職を希望する方
※当法人での採用を約束するものではありません
- ③ 他の修学資金等の返還の債務がないこと（大学卒業後の就労先に制限がないものは除く）



募集内容

募集人数	若干名
募集期間	令和7年10月上旬～11月中旬 ※場合によっては2次募集あり（令和8年1月以降）

貸与方法

貸与額	月額10万円以内
貸与期間	修業年限まで（最大6年）
貸与方法	4～6月分については6月に、それ以降は3か月分をあわせて 7月・10月・1月に指定口座へ振り込み
貸与決定	書類審査および面接後の1月を予定（2次募集の場合は4月を予定）
貸与の休止	休学し、又は停学の処分を受けたとき
貸与の打ち切り	修学生が次の事項のいずれかに該当した場合 ・退学したとき ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき ・心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ・偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき ・死亡したとき ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
連帯保証人	独立の生計を営む成年者で修学資金返還の債務に必要な資力を有しているもの2名

返還方法

返還事由	・修学資金の貸与を打ち切られたとき ・大学を卒業した日から起算して1年以内に薬剤師免許を取得できなかったとき ・薬剤師免許を取得した後、直ちに薬剤師として当法人に採用されなかったとき
返還方法	・月賦による元利均等払い（年利5%）（全部又は一部を繰上げ可）
猶予事由	・返還債務の免除を受けようとするとき ・災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき
免除事由	・薬剤師免許を取得した後、直ちに法人の薬剤師として勤務した場合、その在職期間が修学資金貸与期間に2分の3を乗じた期間（5年に満たないときは5年）に達したとき ・在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき ・上記のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認められるとき

【申 込】

申込方法

修学資金貸与申請書に必要書類を添えて、以下の申込先へ郵送または持参でご提出ください。申請書は、当法人又は日本海総合病院のホームページからダウンロードしてください。

提出書類

- ① 修学資金貸与申請書
- ② 大学の薬学を履修する課程に在学していることを証明する書類（在学証明等）
- ③ 大学における学業成績を証明する書類
（大学での修学年数が1年に満たない場合、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- ④ 戸籍謄本（申請日の2カ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 家計収入に関する証明書（令和6年分）
市町村発行の課税（所得）証明書、直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し等
※申請者の父及び母の両方（母子・父子家庭の場合は一方で可）が必要
※収入がない場合も提出が必要

申込先

〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院総務課職員係 宛

【貸与までの流れ】



【Q&A】

Q1. 他の修学資金も借りる予定ですが、その場合でも申込みは可能ですか？

A1. 大学卒業後の就労先に制限がなければ可能です

Q2. 留年した場合は、貸与休止となりますか？

A2. 留年となった場合、修学生と面談させていただきます。面談の結果により在学している大学の正規の修業年限(最長6年)まで貸与することが可能です。ただし、学業成績が著しく不良であると認められた場合は、貸与契約の解除となりますのでご注意ください。

Q3. 貸与が打ち切りになった場合、引き続き在学中でも直ちに返還する必要がありますか？

A3. 修学生が貸与を辞めた場合は、貸与の打ち切りとなるので、直ちに返還しなくてもなりません。しかし、引き続き薬学部へ在学される場合、申請により卒業まで返還が猶予されます。

Q4. 現在大学6年生です。国家試験が不合格になりました。予備校に通い翌年の国家試験合格を目指す場合、返還債務の猶予は適用されますか？

A4. 大学卒業後、翌年の国家試験合格を目指す場合、1年間は返還債務の猶予が適用されます。ただし、1年を経過した場合は返還が必要となります。



Q5. 病院機構に就職すれば、貸与を受けた資金は返還しなくていいのでしょうか？

A5. 当法人に就職したからといって、すぐに返還が免除（債務の消滅）されるわけではありません。貸与ですので、返還するのが原則です。ただし、薬剤師として当病院機構に就職した場合、初めに修学生の申請を受けて、返還の猶予について審査します。猶予が決定されれば、その間は、返還期限は延長されます。しかし、猶予期間が終わると返還しなければなりません。そこで、次に免除の申請を行うこととなります。休職した期間などを除いて、当病院機構に勤務した期間が貸与を受けた期間×1.5年に相当する期間（5年未満の場合は5年）に達したときは、返還を全額免除します。

Q6. 病院機構に就職できなかったときは、直ちに返還しなければならないのですか？

A6. 当法人に就職できなかった場合、直ちに貸与金を返還していただきます。また、採用試験で合格しても大学卒業後1年以内に国家資格を取得できなかった場合、内定の取消しとなり修学資金返還の対象となります。

Q7. 返還方法は？

A7. 返還方法は月賦による元利均等払いとなります。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することが可能です。万が一、返還すべき日まで返還できなかったときは、年10%の遅延利息が付されます。

Q8. 修学資金を受けることが決定した場合、必ず病院機構へ就職できますか？

A8. 貸与の決定が、自動的に就職を約束するものではありません。当病院機構に就職するためには、他の方と同様に採用試験を受け、それに合格しなければなりません。

Q9. アシスタント職員として採用された場合も返還は免除されますか？

A9. 「法人の薬剤師として勤務」とは正規職員（当機構就業規則第3条第1項に基づく）として勤務することをいいます。したがって、アシスタント職員として採用された場合は返還免除されません。

Q10. 家計収入に関する証明書について、配偶者と調停中等により書類提出が難しい場合の提出書類はありますか？

A10. 配偶者の書類を提出できない理由（任意様式）とそれを裏付ける公的書類の写しを添付してください

.....

修学資金貸与制度の詳細については、下記担当までお問い合わせください。



〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地
日本海総合病院総務課職員係
tel: 0234 (26) 2001
mail: syokuin@nihonkai-hos.jp

